



限りなく飛躍する未来へ、
新たなる時代への挑戦。

東通村まち・ひと・しごと創生 総 合 戦 略

平成 27 年 10 月
青森県 東通村

目 次

I.	はじめに	1
II.	総合戦略の基本的な考え方	3
1.	総合戦略の趣旨	3
2.	総合戦略の位置付け	3
3.	総合戦略の前提となる地理的・社会的背景	4
4.	総合戦略の計画期間	5
5.	総合戦略の計画人口	5
6.	東通村の将来の地域像	6
7.	総合戦略の方針	6
8.	総合戦略の推進体制	10
III.	総合戦略の展開にあたっての留意点	11
1.	施策形成の背景	11
2.	まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則	11
3.	P D C Aサイクル	12
4.	国、青森県、他市町村との連携	13

IV. 3つの「基本目標」と施策群	14
基本目標1	15
「住んでいたい、住んでみたくなる魅力ある東通村の住環境」の創生	
基本目標2	19
「足腰の強い、力ある東通村の産業」の創生	
基本目標3	24
「結婚・子育て・老後まで安心して生活できる東通村の豊かな暮らし」の創生	
V. 「地方創生に係る東通村民アンケート」集約結果	26
1. アンケート調査の概要	26
2. アンケート調査の集約結果	26
VI. 参考資料	39
VII. 名簿	44

I. はじめに

1965 年（昭和 40 年）、東通村議会が原子力発電所の誘致を決議してから 50 年が経過しました。その間、当村は「原子力との共生」を掲げ、行政サービスの向上を図るべく、道路、漁港、下水道、集会施設、教育施設、保健・医療・福祉施設、ひとみの分譲地、定住促進住宅などの公共インフラに積極的に投資を行うとともに、庁舎を中心とした中心地整備を進めてきました。

2005 年（平成 17 年）には東北電力（株）東通原子力発電所 1 号機（以下「東北 1 号機」という。）が営業運転を開始し、2011 年（平成 23 年）には、東京電力（株）東通原子力発電所 1 号機（以下「東京 1 号機」という。）も着工するなど、名実ともに原子力産業を地域の新たな産業の要として共生の道を歩んできました。

しかしながら、2011 年（平成 23 年）の東日本大震災を起因とする東京電力（株）福島第一原子力発電所事故の影響等により、現在まで東北 1 号機は停止しており、原子力の規制を強化する新規制基準が施行され、事業者においては、再稼働の時期を 2017 年（平成 29 年）4 月以降としています。また、東京 1 号機は本格工事開始の見通しが示されておらず、地域経済は停滞を余儀なくされ、未だ苦境の時期が続いています。

一方、当村の国勢調査人口は、1960 年（昭和 35 年）に 12,449 人でピークを迎え、その後は減少に転じ、直近の国勢調査人口は、2010 年（平成 22 年）で 7,252 人でした。すなわち、半世紀で 5,197 人、率にして 41.7%が減少したことになります。

また、厚生労働省の施設等機関である国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）では、2040 年（平成 52 年）の東通村の人口は 4,424 人にまで減少すると推計しており、ピークの 1960 年（昭和 35 年）と比較すると 8,025 人、率にして 64.4%の減少となり、2010 年（平成 22 年）と比較しても 2,828 人、率にして 38.9%の減少となります。

更に、高齢化も進行しており、年少人口、生産年齢人口及び老年人口における 3 区分人口の推計を見ると、1985 年（昭和 60 年）には 9.5%だった老年人口は、1995 年（平成 7 年）から年少人口を上回り、2010 年（平成 22 年）には 27.5%まで上昇しています。年少人口は老年人口とは逆に 23.3%から 11.3%にまで低下しており、生産年齢人口も 65.4%から 61.1%まで減少傾向にあることから、年少人口及び生産年齢人口の減少割合は非常に大きくなっています。

人口減少は、高齢化の進展とともに、医療・福祉・商業・公共交通等の生活機能の低下や産業の衰退・雇用機会の喪失による地域経済の規模縮小に繋がり、また、耕作放棄地の増加や地域コミュニティの崩壊に結び付くなど、地域社会に甚大な影響を及ぼすことから、中長期的観点をもって早期に取り組む必要がある重要課題です。

急速に進展する人口減少及び少子高齢化は、当村のみならず、我が国の地方自治体の殆どが抱える共通課題でもあります。このような状況の中、国は少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、首都圏への過度な人口集中の是正、地方での住みよい環境の確保などを通じて活力ある日本社会を維持していくため、2014 年（平成 26 年）に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口の現状と将来の展望を提示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と今後 5 ヶ年の国の方向性を提示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定、公表しました。

これを受け、当村においても人口動向や将来人口推計の分析を踏まえた中長期展望を掲示する地方版長期人口ビジョンとして「東通村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」

（以下「人口ビジョン」という。）を策定し、人口の現状と将来に向けた展望を明らかにします。そして、人口動向や産業実態等を踏まえ、活力あふれる地域づくりを進めていくために、当村における地方版総合戦略「東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定し、展開することで、人口の流出に歯止めをかけ、人口の新たな還流を促すとともに、これまで先人たちが築き上げてきた伝統を紡ぎながら、新たな時代の要請と高度化・複雑化する行政需要に対応するため、知恵と創意を結集した施策を立案・展開し、長期的に持続可能な発展をする東通村を創生するべく取り組んでまいります。

Ⅱ．総合戦略の基本的な考え方

1．総合戦略の趣旨

東通村の人口は、社人研の推計によると、2040年（平成52年）には4,424人まで減少するとされています。

「人口減少は地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小は住民の経済力の低下に繋がり、地域社会の様々な基盤の維持を困難にして、人口減少を加速させる。」という負のスパイラル（悪循環の連鎖）を断ち切り、まち・ひと・しごとの好循環を確立するために、産業界、学術機関、行政、金融機関、メディア、労働機関等の産学官金言労が一体となって問題意識を共有し、これまでにない危機感を抱きながらも、スピード感を持って、人口減少の克服と地域づくりに取り組む必要があります。

総合戦略は、東通村が次世代に向けて更なる発展を遂げ、人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢においても、この地で暮らすことに幸せを感じられる地域を創っていくため、目指すべき村の姿や地域づくりにおける方針を明確にするとともに、中長期的な施策群の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。

2．総合戦略の位置付け

総合戦略は、人口ビジョンにおいて提示する東通村の将来展望を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定により、東通村における「まち・ひと・しごとの創生」に一体的に取り組むため、2015年（平成27年度）を初年度とする今後5ヶ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。

一方、東通村の地域づくりの指針となる東通村新総合開発振興計画（1995年（平成7年）3月策定）は、東通村の総合的な振興・発展を目的として、村をめぐる課題や住民のニーズを的確に捉えるとともに、変化に伴う摩擦を克服しながら地域発展の道を展開していくため、次の5つの基本構想を柱としています。

第一に、地球人としての環境意識をもって、東通村のもつ「良好な環境」を、自ら保全・活用し、育む。

第二に、良好な環境のもとで、住民の「快適な生活」を営むための基盤整備をはかり、定住促進をすすめる。

第三に、生活を支える地場の産業を主体に、関連する新たな業種への展開をはかり、「力ある産業」を培う。

第四に、安定した生活の上で、伝統芸能などの地域に根ざした文化を軸とした「独自の文化」の創造をはかる。

第五に、これらの環境、生活、産業、文化を背景として、「内外の交流」を拓き、活性化を実現する。

この東通村新総合開発振興計画と人口ビジョン及び総合戦略は密接な関係にあることから、東通村新総合開発振興計画に基づき人口ビジョン及び総合戦略を進めるとともに、住民・地域・団体・企業・行政など村全体で推進する公共計画として位置付けます。

3. 総合戦略の前提となる地理的・社会的背景

(1) 地理的背景

東通村は、東経 141 度 14 分から 141 度 28 分、北緯 41 度 6 分から 41 度 26 分の間にあつて、本州の最も北東に位置し、北は津軽海峡、東は太平洋に面した南北に細長い村であり、西はむつ市、横浜町に、南は六ヶ所村に隣接しています。

地勢は全体的になだらかな丘陵を形成しており、最も標高が高い地点は六ヶ所村との境の 447m 程度であり、独立の山では桑畑山が標高 400m です。

河川は、砂子又の南方を源流とする田名部川が最も長く、下流はむつ市を通過してむつ湾に注ぎ、途中で目名川、青平川などの支流を集めています。その他の河川として、老部川、小老部川等が太平洋に、野牛川、褓部川等が津軽海峡に注いでいます。

北東端の尻屋崎を挟んで、海岸線は約 65 km に及び、太平洋岸には幅 1 km、長さ 10 km 以上に亘る猿ヶ森砂丘が広がり、平行して左京沼、大沼等の連なる湖沼地帯があります。また、尻屋崎一帯約 300ha は下北半島国定公園に指定されています。

村の総面積は、295.27 km² であり、その大部分は山林・原野（約 80%）です。耕地面積比率は 7% 弱で、耕地は田名部川を挟んだ中流域に発達しています。農業等に利用可能な原野が多く、放牧地として利用している部分が多くなっています。

沿岸には 7 つの漁港と 8 つの海面漁業協同組合、1 つの内水面漁業協同組合があり、寒暖流魚類と海藻類に恵まれた好漁場です。

気候については、下北半島東側の太平洋沿いに位置するため年間を通じて冷涼であり、年間平均気温は 9℃ 前後、月別平均気温は 1 月から 2 月にかけて零下 2.5℃ 程度まで下りますが、7 月から 8 月にかけては 20℃ と比較的過ごしやすくなっています。寒暖の差が一年中で最も大きいのは 10 月から 11 月で、以降は気温の低下が急激に進みます。

6 月から 7 月は「やませ（オホーツク海高気圧から吹走してくる東風で低温高湿であり、気温の低下と霧や霧雨をもたらす。）」の影響による周期的な濃霧の到来が多く、農作物に及ぼす影響が極めて大きくなっています。

雨量は年間総雨量 1,400 mm 前後で青森県平均並みであり、6 月から 7 月の梅雨期の雨量は少なく、雨量が最も多いのは 9 月の台風時期です。

積雪については、沿岸では西北の風が強いため比較的少ないものの、山間部については積雪量が多いため吹き溜まりによる交通障害を起こすこともあります。

(2) 社会的背景

現在、東通村は 12 の大字からなり、29 の集落で構成されています。

17 世紀、江戸時代以降は人口の変動によって、概ね 3 つの時期に分けて捉えることができます。

まず第 1 期の農業開拓期は、漁業は少なく、気候の問題から農業にも限界がありました。江戸時代半ばから明治末が第 1 期開拓期と考えられますが、人口は微増に留まっています。

第 2 期の資源開発型産業による人口増加期は、大正から昭和 40 年頃までで、人口は倍に増加しました（ピーク人口 14,000 人）。戦前は北方警備、石灰等の資源開発、農・漁業技術の進歩があり、戦後は開拓、復員 U ターン、鉱山・砂鉄ブームがありました。

第 3 期の高度成長に伴う都市への人口流出から原子力発電所立地に伴う人口呼び戻

し期は、原子力発電所誘致から現在に至る期間です。東通村は、国策である原子力政策について全面的に協力し、東北 1・2 号機、東京 1・2 号機の計 4 基の立地計画を受け入れています。東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所事故、その後の原子力規制の強化の流れの中、東北 1 号機は停止し、東京 1 号機の建設工事は中断を余儀なくされています。

東通村新総合開発計画においては、原子力発電所 4 基が同時期に建設されることを想定し、その最盛期には 10,000 人を超える建設流入人口を予想。このうち電力社員として村内に定住が見込まれるのは 1,000 人程度、また関連企業を含めると 3,000 人程度が増加すると見込んでおり、建設流入人口をいかにして定住人口に結び付けていくかを課題として、受け入れ基盤の整備に取り組んできました。

しかしながら、東通村の人口は 1960 年（昭和 35 年）の 12,449 人を最大として、以降通減の一途を辿り、2010 年（平成 22 年）では 7,252 人まで減少しました。これは 1980 年（昭和 55 年）に策定した総合開発振興計画による予測の最小推計を大きく下回る人口となっています。原子力発電所の立地が計画どおりに進まなかったことが大きく影響していますが、それとともに若年層を主とする社会減の増加、若者の流出とそれに伴う出生数の低下があり、更には人口の多い世代が老年人口となり、平均寿命に達してきたことで死亡数が増加してきたことも人口減少の大きな要因と言えます。

東通村は、資源小国である我が国にとって、エネルギーの安全保障、温室効果ガス節減、現在の経済や社会を維持していくために、原子力は重要なエネルギーであると考えていることから、引き続き国策である原子力政策に協力するとともに、早期に東北 1 号機の再稼働及び東京 1 号機の本格工事の開始がなされるよう、国と事業者に強く要請してまいります。また、再稼働及び本格工事の開始による定期検査や建設工事に伴う地元雇用・活用を促すとともに、これらに伴う流入人口を UJ I ターンによる定住人口に結び付け、残る 2 基の建設促進に繋げます。

また、同時に、村内の若年層の流出を最小限に食い止め、結婚・子育てを支援するとともに、高齢者となっても安心して生活できる地域を目指し、住民が安心して快適に暮らせる、良好で質の高い生活環境を構築することが必要であると考えます。

東通村の豊かな自然と美しい景観を活かし、人口減少が続く厳しい状況をチャンスと捉え、希望と活気に溢れる東通村の発展に向けて、知恵と創意を結集し、効果の高い施策を展開してまいります。

4. 総合戦略の計画期間

総合戦略の対象期間は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略並びに青森県まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間を勘案し、2015 年度（平成 27 年度）から 2019 年度（平成 31 年度）までの 5 年間とします。

5. 総合戦略の計画人口

人口ビジョンにおける将来の人口展望を踏まえ、人口減少対策を確実に効果的に実施すること、および計画期間内における確実な取り組みにより成果が表れることを見込み、2019 年（平成 31 年）の計画人口を 6,763 人とします。

社人研では、東通村の人口は 2020 年（平成 32 年）に 6,283 人になると推計していますが、原子力発電所の建設促進により流入する人口の定住化を図るとともに、新たな人口増加策を有効かつ積極的に展開することを織り込み、チャレンジングな計画人口を達成していくものです。

【参考】

東通村総合開発振興計画（1980 年（昭和 55 年））

2000 年（平成 12 年）人口目標 14,000 人

東通村新総合開発振興計画（1995 年（平成 7 年））

2008 年（平成 20 年）人口目標 12,500 人

6. 東通村の将来の地域像

住民の誰もが、生まれ、育ち、そして暮らしている東通村を、将来に亘って住み続けたいと思える村にしたいと願っています。また、活力ある東通村の将来を確保していくためには、この村を訪れる多くの人たちが、魅力を感じ、住んでみたいと思う地域づくりを進めることが大切です。

これからの東通村を担う次世代のために、直面する厳しい状況に住民が一体となって力を合わせて立ち向かい、「住んでいたい、住んでみたくなる東通村」を創っていくことが、今を生きる世代が果たすべき重要な役割となります。そのためには、住民が目指す将来の東通村の姿を「住んでいたい、住んでみたくなる東通村」と定め、その実現に向けて着実に地域づくりを進めていく必要があります。

住民が、共に学び、共感することを通じて、相互に理解し、感謝し、支え合い、絆を深め、心も身体も健康で笑顔に溢れ、「自ら主体的に何かに取り組みたい。」「地域づくりに貢献したい。」と思える元気を通じて、個人や各種団体が健全に活動していくことが重要です。

絆と元気を原動力に、住民がやりがいと生きがいを感じられる地域社会を築き、誰もが「住んでいたい、住んでみたくなる東通村」という希望に満ちた将来の東通村の姿を住民と共有しながら、地域づくりを進めていきます。

7. 総合戦略の方針

目指す東通村の姿である「住んでいたい、住んでみたくなる東通村」の実現に向けて、施策全体に波及させる基本的な考え方を方針として示します。

（１）地域づくりの基本的な考え方

東通村に住む全ての人々が、将来に亘って安心し、心豊かに暮らすことができるよう、住民の暮らしをより良くすることが最重要であり、人口減少や少子高齢化が急速に進展する社会情勢においても、魅力的で持続可能な安定した自治体経営を行うことが地域づくりの基本となります。

東通村には、先人の方々が築き上げてきた地域の強みや特徴があり、これらを活か

すとともに、より一層の選択と集中で磨き上げ、人口減少社会においてもそれぞれの個性が光り輝く、地域の特徴ある発展に資する施策を推進していきます。

これまで進めてきた、中心地と各集落の発展を目指した取り組みを継続したうえで、現状、課題及び方向性を共有化し、魅力ある地域づくりを意識して進めることが必要になります。

そこで、新たな社会背景に対応した地域づくりの姿を示し、経営的な視点から村全体で進める地域づくりの基本的な考え方を整理します。

① 村全体での情報共有

統計データ等の住民にとって有益かつ求められる情報や住民、地域、団体、企業、行政等の行う様々な取り組みが、適時適切に分かりやすく、様々な媒体によって発信され、村内外で情報が行き交う環境を目指します。

様々な団体がお互いの考え方や立場を理解し、協働して課題解決に向けた活動を行うための土壌をつくるため、情報を村全体で共有します。そのために、行政が先陣を切り、徹底した情報公開に努めます。

② 協働の推進

様々な課題に対して、村全体が総力をあげて対応するため、情報共有や意見交換による議論と意思の疎通の機会を通じ、住民・地域・団体・企業・行政等がそれぞれ主体性を持って新たな価値の創出や課題の解決に取り組んでいきます。

また、具体的な取り組みの展開にあたっては、各自の知識や経験を最大限に活かし、多様な分野において継続的な取り組みが円滑に進められるようネットワークの構築や活動を促進するための環境整備を進めます。

住民の行政に対するニーズが多角化・多様化する中、行政での主要な計画策定にあたっては、住民参加により幅広い意見を反映し、高い実効性を確保します。

③ 行政経営の適正化

人口減少に起因する税収の減少や地方交付税交付金の減少に伴う財源不足が予測される中、これからの行政経営は、採算性や効率性を重視するとともに、課題解決への積極的な取り組みによって新たな価値を生み出し、将来に亘って持続可能な経営体として、地方交付税交付金や公共事業を当てにした「与えられる」経営から、「地域で創る・地域で稼ぐ」という自立した地域経営への転換が不可欠となっています。そのためには、自治体が経営感覚を持って、議会と共に更なる行財政改革を断行し、一切の無駄や既得権益を見逃さずに果敢にメスを入れるとともに、自ら稼ぐ自治体に変貌していかなければならないと考えています

更に、課題解決型、成果重視型の行政経営を行うため、目標の明確化とそれに合わせた管理プロセスを見直すことにより、事業や資産の適正化を進める必要があります。また、施策の推進にあたっては、専門性を活かしたうえで総合的、横断的に取り組む柔軟で機動性の高い組織づくりを行います。

行政はサービスの提供役のみならず、専門性を活かした総合的なコーディネーターや情報提供により、住民・企業の活動を強力にサポートし、住民満足度の向上を図っていきます。

④ 広域行政の推進

交通インフラの整備やライフスタイルの変化により、住民の生活圏が自治体の枠を超えて広がり、少子高齢化、保健・医療・福祉、幹線道路等の広域インフラ、公共交通、観光、教育等の行政課題が広域化、複雑化するとともに、個人の行政ニーズも多角化、多様化しています。

このような行政需要に対応していくため、国、県、関係市町村などとの役割分担に対して積極的に提言していきます。また、構造改革特区の認定等を模索していき、更に、下北地域の市町村及び上北郡の一部町村と広域行政の共同処理に取り組む下北地域広域行政事務組合（1972 年（昭和 47 年））や医療に関する事務を共同処理する一部事務組合下北医療センター（1971 年（昭和 46 年））での広域処理を強化するとともに、下北圏域定住自立圏締結（2015 年（平成 27 年））により、周辺市町村との新たな広域連携を図り、効果的かつ効率的な行政運営と施策展開を進め、情報交換や共同研究を通じて、より質の高い行政サービスを提供していきます。

⑤ 総合戦略の進捗管理

総合戦略における計画策定（Plan）、推進（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）については、村全体での関わりを確保しながら、計画期間に即した目標設定を達成するための効果的な管理サイクルを構築し、進捗を管理します。

（２）土地・空間利用の基本的な考え方

村内の土地及び空間は、住民にとって大切な資源であり、生活や生産に通じる諸活動の重要な基盤であり源泉となります。この資源を最大限に活用するため、将来に向けた発展、安全かつ安心の向上等を盛り込んだ、新たな東通村の土地・空間利用の基本的な考え方を整理し、人や企業に選ばれる都市空間形成の方向性を示します。

① 村中心地の配置計画

村中心地の配置計画は、東通村新総合開発振興計画の中心地市街化プロジェクトの中で中心地整備の方針と中心地の整備施設内容、ゾーニングが明記されています。

これまで、東通村新総合開発振興計画等の方針に基づき、拠点エリアの産業関連機能として、東通村役場（1988 年（昭和 63 年））、東通村交流センター（1989 年（平成元年））、東通村体育館（1994 年（平成 6 年））、東通村防災センター（消防署、オフサイトセンター併設）（2004 年（平成 16 年））を、生活関連機能として、ひとみの里住宅団地（1995 年（平成 7 年））、東通村保健福祉センター（1998 年（平成 10 年））、東通村診療所（1999 年（平成 11 年））、東通村老人保健施設（2003 年（平成 15 年））、東通小学校（2005 年（平成 17 年））、東通中学校（2008 年（平成 20 年））、東通村乳幼児センター（2012 年（平成 24 年））を整備・配置してきました。

今後、東通村新総合開発振興計画に基づき、整備・配置することとしている各施設等については、少子高齢化と人口減少を勘案しつつも、都市的な土地利用の充実や交通インフラの整備、そして何よりも村中心地の果たす役割や中心機能への様々な生活機能の集約を通じて、住民の生活機能の充実を果たすことが必要です。東通村新総合開発振興計画に掲げられた施設等の整備並びに時代の要請に基

づいた機能を住民が享受できうる施設等の整備を厳選して展開し、地域の特性を盛り込んだ魅力的な地域づくりのために、村全体の適正化を図ります。

② 魅力的な住環境の創出

生活利便性を高める商業施設、快適な住宅地の整備等を進め、魅力的な住環境を創出します。

③ 自然環境の保全

豊かな自然や景観などの優れた環境を大切に、ゆとりや癒しをもたらす緑あふれる自然環境を保全します。また、自然環境や景観等を乱す恐れのある大規模開発を抑止するべく、規制強化を検討していきます。

(3) 総合戦略の基本目標

① 前提とする背景

近年、農林水産業等の基幹産業における生産額が低下するなど、地域経済の低迷により働く場所が限られ、就職の選択肢も少ないことから、東通村から転出せざるを得ない若者が少なくありません。子育て世代となる若者の流出は、東通村の活力を著しく低下させるだけでなく、将来に亘る人口バランスに影響を与えることになります。

また、高齢化が急速に進む中において、集落の維持が困難となる可能性がある一方で、活躍の場を求める元気な高齢者も増え、これらの高齢者がその経験や能力を活かして地域における課題解決の中核を担うことが期待されています。

かつての地域社会は、複数世代が同居することでお互いを支え合う暮らしを実現していました。ライフスタイルや価値観の変化により、核家族化や世帯人員の減少が進んでいる中、若者の流出と高齢者の活躍の場づくりなどの課題に地域が家族の様に支え合って取り組むことが必要と考えます。

都市部には「仕事等の条件が適えば地方への移住を希望する人が4割は存在する」との調査結果があります。東通村に「しごと」をつくり、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、東通村への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「村」に活力を取り戻し、東通村に住む全ての人々が安心して生活を営み、子どもを生み育てられる社会をつくり出すことが急務となります。

② 3つの基本目標

前提とする背景に伴う多様な課題を解決し、東通村ならではの政策を展開するとともに、それを支える経営基盤の強化が必要となります。

また、厳しい財政状況で財源が限られていることから、選択と集中による経営資源の重点投入を行う分野を明確にすることにより、高い実効性を確保します。

東通村では、次の3つの基本目標をベースに総合的に取り組む施策群を明確化し、優先順位をつけて具体的な施策を進めます。

基本目標1「住んでいたい、住んでみたくなる魅力ある東通村の住環境」の創生

基本目標2「足腰の強い、力ある東通村の産業」の創生

基本目標3「結婚・子育て・老後まで安心して生活できる東通村の豊かな暮らし」の創生

8. 総合戦略の方針

総合戦略の各種施策を着実に推進するために、次の2つの体制を構築し、また、総合戦略の内容を広く住民にお知らせします。

(1) 総合戦略を推進するための体制

総合戦略の趣旨を踏まえ、総合戦略を中心とした地方創生の取り組みに係る、行政、住民、企業、団体等の一層の連携と機動的な対応を図るため、役場内に設置した「東通村まち・ひと・しごと創生本部」が施策の推進を行うとともに、施策推進のための条件整備、関係団体間の調整や課題の洗い出し等を行うため、各種団体等において中心的な役割で活躍されている方、組織を牽引している方、地域づくりに意欲のある方と積極的に協働していきます。

(2) 総合戦略推進の進行管理を行うための体制

総合戦略は各施策に数値目標を設定し、村全体で目標を共有したうえで、成果を重視した取り組みを進めるものです。計画推進の進捗管理を強化して高い実効性を確保するため、PDCAサイクルに基づく施策の効果検証を、住民と産官学金労言の代表者が参加する東通村まち・ひと・しごと創生本部有識者会議において毎年度行うこととし、適宜、総合戦略の見直しを行うことで、次期の取り組みを強化・改善するサイクルを構築します。

Ⅲ. 総合戦略の展開にあたっての留意点

1. 施策形成の背景

(1) 人口減少と少子高齢化社会の進行

我が国の人口は2010年（平成22年）の国勢調査から減少に転じ、団塊世代はじめ年齢構成の特異性などから、急速に少子高齢化が進むことが予測されています。

東通村においては、1960年（昭和35年）代から一貫して人口は減少しており、年少人口の減少と老年人口の増加が著しく進んでいます。

(2) 住環境として選ばれる地域づくりの必要性

社会の成熟化に伴い、価値観や生活様式が多様化しています。また、高齢化の進行などを背景に健康に対する意識や関心が高まるほか、ワークライフバランスやクオリティオブライフなどのゆとりや生きがいを持てる質の高い生活などに関する理解が高まり、働き方・住み方・学び方など日常生活の中で求める需要も多様化しています。

国内人口の減少が急速に進むことが予想される中、各自治体が定住人口の増加を図るため、このような生活スタイルの変化に合わせた独自性の強い取り組みを展開しています。

(3) 公共施設の老朽化と将来に渡る改修更新経費の発生

我が国において、戦後の復興期から高度経済成長期にかけて、学校、公営住宅等の公共施設や道路、橋梁、上下水道等のインフラが集中的に整備されてきましたが、これらが今後一斉に耐用年数を迎えつつあり、近い将来に多額の更新費用が必要となる見込みです。

東通村においても、公共施設、インフラ等について、データベースの一元化により現状把握を行うとともに、その情報を住民と共有し、今後の厳しい財政状況のもと、これからの公共施設等のあり方を検討していくことが求められています。

(4) 協働による地域づくりと行財政運営

住民の行政に対する要望が多様化・複雑化する一方、人口減少社会に伴い財源の減少が進む地方自治体の行政経営において、住民・地域・団体等との協働による地域づくりを進める必要があります。高度できめ細かい公共サービスの提供を目指し、地域で活動する様々な団体と行政が一層連携を密にし、地域力を発揮することによって、地域課題の解決に取り組むことが求められています。

また、限られた財源を村の発展の最も重要な分野に重点配分する、選択と集中を通じて、効果的な運営を進める必要があります。

2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

人口減少克服及びまち・ひと・しごと創生を実現するために、従来の施策の検証（縦割り、全国一律、ばらまき、表面的、短期的）を踏まえ、次の政策5原則に基づき施策を進めます。

(1) 自立性（自立を支援する施策）

一過性の対処療法的なものではなく、構造的な問題に対処し、地域、民間事業者、個人等の自立につながる取り組みを進めます。この観点から外部人材の活用や人づくりにつながる施策を優先課題として取り組みます。

(2) 将来性（夢を持つ前向きな施策）

自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点をおきます。

(3) 地域性（地域の実情等を踏まえた施策）

国による画一的手法や縦割りの支援ではなく、地域の実態や将来性を踏まえた、持続可能な施策を進めます。

(4) 直接性（直接の支援効果のある施策）

限られた財源や時間の中、最大限の成果をあげるため、ひとの移転・しごとの創出、そしてこれらを支える地域づくりに直接的に効果がある施策を集中的に実施します。

(5) 結果重視（結果を追求する施策）

効果検証の仕組みを伴わないばらまき型の施策は採用せず、明確なPDCAサイクルの下、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善を行います。

3. PDCAサイクル

総合戦略は各分野において個人・団体などが役割と目標を自覚したうえで協働し、柔軟な発想と強い結びつきによって多面的に課題解決に取り組むことで、計画推進のマネジメントを強化し、着実に推進される計画とします。そのためには、計画策定（Plan）、推進（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）の流れにより高い実効性を確保することが必要となります。

また、重点プロジェクト及び施策に設ける数値目標及び重要業績評価指標（KPI=Key Performance Indicator）については、実施した事業の量を測定するものではなく、その結果によって得られた成果を測定する客観的な成果指標を原則とし、目標を明確化することで、村全体での目標の共有化と成果を重視した取り組みの展開を実現します。そして、住民・企業・各種団体等との連携協働による推進、進捗管理等を行い、村全体で取り組む体制を構築することで着実な前進を実現します。

(1) 計画策定（Plan）

総合戦略は、住民からの施策提案や住民意識調査などにより、多様な住民の意見や意識を把握するとともに、行政内部での課題分析を含めて現状と課題を整理し、総合計画との一体性を意識し、住民と共に施策の優先順位や方向性、将来都市像を協議するなど、多様な個人や団体が連携協働して積み上げをして策定しています。

(2) 推進 (Do)

策定された総合戦略を多様な媒体を通じて、幅広く情報発信するとともに、各分野において関連する地域、団体、企業、行政が協働した推進体制を構築します。

行政は、各分野において総合戦略の情報発信と計画に基づく取り組みの推進を担います。また、選択と集中を行う重点分野を明確にすることで期間内における優先順位を明確に示し、村の総力を上げて重点分野に取り組むことで高い実効性を確保し、推進力を高めます。

(3) 点検・評価 (Check)

各施策群及び施策に掲載された数値目標及び重要業績評価指標の推進状況を統計データなどの社会指標を用い、内容によっては住民意識調査等を実施してその効果を検証します。また、住民代表や外部有識者等が参画する有識者会議において検証し、定期的に東通村総合戦略の改訂を行うことにより、PDCAサイクルを確立し、その結果を広く住民に公表して意見集約を行い、次期の推進体制を強化するサイクルを構築します。

(4) 改善 (Action)

毎年実施する点検評価の結果を基に効果検証を行い、その検証結果を踏まえた施策の見直しや、総合戦略の改訂を行います。

4. 国、青森県、他市町村との連携

総合戦略を推進し、当村における人口減少という課題を克服していくためには、国、青森県、他市町村と緊密な連携をとっていく必要があります。

特に、保健、医療、福祉、公共交通等の住民生活に欠かせない生活機能を確保し、向上させることで地域経済の活性化を図っていくためには、近隣市町村でこれらの機能を必要に応じて補完し合うことがお互いに効果的です。

東通村は、むつ市、大間町、風間浦村、佐井村とともに下北圏域定住自立圏を形成し、当村の地域戦略と照らし合わせながら、住民が行政サービスを最大限に享受できることを第一に、強力に連携を推進していきます。

IV. 3つの「基本目標」と施策群

目指すべき将来像を実現するためには、全ての施策を画一的に展開する方法では着実な成果達成が見込めません。総合戦略では、多様に絡み合う横断的な課題を解決するために、必要性や重要性を考慮し、優先度を決め、経営資源（予算、人財、資産）の重点配分を徹底するとともに、出生率の向上、転出者を減らして転入者を増やす人口減少対策を実施します。また、しばらく人口減少は継続するものと見込まれることから、今後の人口減少に対応し、効率的かつ効果的な社会システムを再構築するといった視点からの取り組みも進めていきます。

東通村は、豊かな海・山・川に抱かれ、魅力ある地域産品等の地域資源を有しています。これらの地域資源を再確認し、磨き上げながら、横断的に個人や組織が関わって地域資源を最大限活用し、人口減少に立ち向かっていくことで、「住んでいたい、住んでみたくなる東通村」を構築します。

基本目標 1

「住んでいたい、住んでみたくなる魅力ある東通村の住環境」の創生

東通村は、1988 年（昭和 63 年）に庁舎をむつ市から村の地理的中心地である砂子又地区に移設して以降、新たな地域づくりとして中心地整備計画に取り組んできました。その間、庁舎、交流センター、体育館、消防署等の行政機能、福祉センター、診療所、老人保健施設等の保健・医療・福祉機能、乳幼児センター、小学校、中学校等の子育て・教育機能を整備し、着々と中心地の拠点性の向上を図ってきました。

しかし、中心地の地域づくりの中核を為し、新たな定住の受け皿として整備したひとみの里住宅団地は、高価格販売のため価格競争力が弱く、近隣に商業施設がないことによる生活環境の不便さからも敬遠されたほか、積極的な広報活動を展開してこなかったことから販売が停滞し、中心地の定住人口も計画どおりに進んでいない状況です。公共機能へのアクセスや村が先進的に進める保健・医療・福祉施策や教育施策の優位性、豊かな自然環境の中での居住空間という優れた特徴を宣伝するとともに、新たな販売戦略により販売を促進させることで中心地の定住人口を増加し、新たな地域づくりに結び付けていく必要があります。

また、29 ある既存集落は、総じて年々人口が減少し、既に共同機能を維持することが困難になりつつある集落や、将来的に無住化危惧集落になり得る可能性がある小規模集落が存在しています。小規模集落を存続させ、現在住んでいる住民や次世代を担う子どもたちが住み慣れた集落で将来に亘り生活を営むことができるよう集落維持のための支援が求められます。

東通村が進める中心地を核とした地域づくりは、行政施設、保健・医療・福祉施設、学校等の公共施設の集約により、既存集落のあり方に少なからず変化を及ぼしてきました。限られた財政状況の中で、効率的かつ効果的に地域づくりを進めるためには、引き続き、中心地への機能集約を推進し、新たな時代の地域づくりを進めていく必要があります。既存集落には、主要産業である第 1 次産業等の経済活動の拠点や施設群を整備し、中心地と既存集落の役割を明確化させながら、住民にとって生活しやすい環境を整えるよう施策を進めていきます。そのためには、中心地に新たな定住人口を増やし、機能集約とともに既存集落との交通ネットワークを充実させて、広く住民の利便性が高まる地域づくりに取り組みます。

1. 数値目標

指 標	数 値 目 標
転入者数	5 年間で 340 人増加 (平成 26 年：転入 195 人)
転出者数	5 年間で 100 人減少 (平成 26 年：転出 256 人)
中心地エリア居住人口	5 年間で 300 人増加 (平成 26 年：転入 50 人、転出 57 人)
U J I ターン移住者	5 年間で 30 世帯 (90 人) 増加 (平成 26 年：他都道府県からの転入 100 人)
ひとみの里住宅団地販売数	5 年間で 78 区画完売 (平成 26 年：42 区画分譲済)

既存集落人口	5 年後に平成 27 年度人口維持
滞在型商業施設誘致	5 年間で 1 件
中心地への交通便数	5 年後に 10 便／日増加 (平成 27 年度：東通庁舎上下線 17 便／日、 泊上下線 11 便／日)
下北圏域定住自立圏による行政共同処理	5 年後に 20 件 (平成 27 年度：15 件)

2. 講ずべき施策に関する基本的方向

- 中心地における定住人口を増加させ、賑わいのある新たな地域づくりを創り出すため、中心地エリアへの居住を進めます。
- 中心地エリアのひとみの里住宅団地への居住を進めるため、ひとみの里住宅団地の生活環境を高めます。
- 新たな住民を受け入れ、人口増加に繋げるため U J I ターン施策を展開します。
- 既存集落の人口減少を食い止め、共同機能を維持するための支援策を行います。
- 隣接市に商業機能を依存している現状から脱却し、住民の生活利便性の向上を図り、定住人口の増加に繋げるため、村の消費活動の核となる滞在型大型商業施設を誘致します。
- 原子力との共生を図り、人口増加に繋げていくため、電力関連産業従事者の東通村への定住を進めます。
- 村職員である自覚のもと、職員が村に定住するための施策を実施します。
- 地域医療振興協会職員、教育関連施設職員等の村への定住を促します。
- 近隣市へ向かう地域交通体系から村中心地に向かう地域交通体系への移行を促し、村内各集落から中心地へ往来できる利便性の高い地域交通システムを構築します。
- 必要なインフラ機能を維持しつつ、コスト縮減を図るため、公共施設等の長寿命化計画の策定や必要な施設の整備と既存施設の統廃合、廃校舎の利活用と解体を検討し、計画的に進めます。
- 下北圏域定住自立圏における地域間連携や広域行政、一部事務組合等を進め、それぞれの業務に応じた枠組みによる共同処理を進め、効率的で効果的な行政運営を行うため、広域的な連携を推進します。
- 東京都北区との姉妹都市等の協定を締結し、交流人口の増加を図り、移住の誘導等の新たな展開に結び付けていきます。

3. 具体的な施策と重要業績評価指標

分類	具体的な施策・事業	重要業績評価指標（KPI）
① 移住・定住の促進	中心地エリアの定住人口を増やします。 ✓ 分譲地の販売広報強化（新規） ✓ 分譲地規制の緩和（新規） ✓ 分譲地購入形態の多様化（新規） ✓ 分譲地購入助成制度（新規） ✓ 分譲地既購入者支援制度（新規） ✓ 分譲地購入者農園貸与制度（新規） ✓ 分譲地販売仲介制度（変更） ✓ Wi-Fi エリア整備（新規） ✓ 村職員の定住施策（新規） ✓ 医療振興協会、教育関係者等への定住要請（新規） ✓ 電力関連企業等への定住要請（新規）	◆中心地エリア居住人口 5年間で300人増加 （平成26年：転入50人、転出57人） ◆ひとみの里分譲地販売数 5年間で78区画完売 （平成26年：42区画分譲済）
	移住者の受け入れにより、定住人口を増やします。 ✓ 移住支援センター設置（新規） ✓ 移住支援ポータルサイト設置（新規） ✓ 住宅バンク制度（新規） ✓ 空き家バンク制度（新規） ✓ 農地バンク制度（新規） ✓ 農機具バンク制度（新規） ✓ 移住促進助成制度（新規） ✓ 移住者雇用受入助成制度（新規） ✓ 移住促進ガイドブック（新規） ✓ 移住体験・就農体験制度（新規） ✓ 移住新規就農者初期経営支援奨励支度制度（新規） ✓ 移住新規就農者農地取得助成制度（新規） ✓ 大学生等交流促進移住誘導事業（新規） ✓ 二地域居住推進制度（新規） ✓ プロフェッショナル人材活用事業（新規） ✓ 日本版 CCRC 制度（新規）	◆UJIターン移住者 5年間で30世帯（90人）増加 （平成26年：他都道府県からの転入100人）
② 既存集落の維持	既存集落の共同機能を維持し、人口を維持します。 ✓ 集落担当制度（新規） ✓ 小規模集落再生モデル事業（新規） ✓ 小規模集落応援ボランティア制度（新規）	◆5年後の既存集落人口 平成27年度人口維持

	✓ 集落再生計画策定（新規） ✓ 廃校舎利活用・解体事業（新規） ✓ 小さな拠点制度（新規）	
③ 商業機能構築	商業機能を充実させ、生活利便性の向上と賑わいを創出し、定住と新たな人口を増やします。 ✓ 滞在型商業施設の誘致（新規） ✓ 飲食エリア整備（新規） ✓ 中心地エリアへのコンビニエンスストア誘致（新規） ✓ 分譲地内に常設屋外催事スペース設置（新規） ✓ 生産物販売施設の再検討（新規）	◆滞在型商業施設誘致 5年間で1件
④ 地域交通システム構築	中心地と既存集落の交通体系を構築し、住民の利便性を高め、中心地を核とした地域づくりを進めます。	◆中心地への交通便数 5年後に10便／日増加 (平成27年度：東通庁舎上下線17便／日、泊上下線11便／日)
⑤ 行政の広域処理等	行政の広域処理を進めるとともに、効率的な行政運営を展開し、住民サービスを向上させ、定住に結び付けます。 ✓ 下北圏域定住自立圏の締結（新規） ✓ 下北広域行政事務組合及び一部事務組合等の広域連携による行政共同処理（拡充） ✓ 東京都北区との姉妹都市等締結（新規） ✓ 大学・研究機関等との各分野支援の協定締結（新規） ✓ クラウドファンディング制度（新規） ✓ 地域おこし協力隊との連携（新規）	◆下北圏域定住自立圏による行政共同処理 5年後に20件 (平成27年度：15件)

基本目標 2

「足腰の強い、力ある東通村の産業」の創生

住民が安心して暮らしていくためには、仕事があって経済的に安定していることが重要です。また、首都圏からのＵＪＩターンの条件として、魅力ある働く場を構築することが必要です。

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するために、仕事と雇用の創出を最優先で取り組む必要があります。雇用の創出には、東通村の基幹産業である農林水産業を振興するとともに、原子力との共生の下、原子力発電所の再稼働と本格工事の開始、残る２基の建設計画を着実に推進し、併せて原子力関連産業の誘致により地元雇用の拡大を図ります。また、原子力事業者及び原子力関連産業に対して、原子力産業が東通村の重要な産業の一つであることをより強く認識するよう促し、地元雇用や産業振興、ひいては住民の所得向上に資する仕組みについて、さらなる検討を行うよう、要請する必要があります。

また、一方で、原子力関連産業のみに頼らない新たな分野の企業を誘致し、安定した住民の雇用の確保に繋げていく必要があります。企業誘致にあたっては、若い世代や女性が就業でき、ＵＪＩターン者などのこれまでの経験や専門性を活かせる企業が望まれます。更に、地域の特性を生かした新たな産業の創出を目指すとともに、首都圏からの距離的ハンディを克服することが可能な企業や地場産業と提携できる企業、青森県が進めようとしているライフイノベーション産業などをターゲットとして誘致施策を展開していきます。同時に、他地域との競争力を強化するため、若い世代や女性といった地域産業を支える新たな人材の育成・確保に取り組んでいきます。

農林水産業の振興には、担い手の確保と育成、規模拡大や多角経営等に対する支援の充実が不可欠であり、更に、若い世代やＵＪＩターン者が魅力を感じ、将来に希望が持てる産業とすることが重要です。そのためには、農林水産業で豊かな生活を営めるだけの収入を得られるようにしなければなりません。農業の生産物や水産業の漁獲物を高価格で販売するための新たな販路開拓を積極的に進めるとともに、加工等によって付加価値を高めていくことが必要です。

更に、これまで隣接市に依存してきた商工観光業への支援を積極的に行います。商工観光業の振興は地域づくりや住民の利便性向上に欠かせない要素であり、創業支援や誘致施策を積極的に展開し、近隣市での消費から村内消費への転換を図っていきます。特に、北海道からのインバウンド観光客や下北ジオパークの認定、北海道新幹線の開業は、宿泊業、飲食サービス業等の需要増加に大きな可能性を秘めており、他市町村と協力しながら、率先した取り組みを展開することにより、先行者利益を最大限に享受していく必要があります。

1. 数値目標

指 標	数 値 目 標
農林畜産業総生産	5年後に至近10年間の平均総生産18%増加 (平成24年農林畜産業総生産：439百万円)
水産業総生産	5年後に至近5年間の平均総生産11%増加 (平成24年水産業総生産：1,233百万円)
年間観光客数	5年後に年間観光客数5%増加 (平成26年観光客数：187,179人)

企業誘致数	5年間で3社
ふるさと納税額	5年後に年間3億円 (平成26年度:1,791千円)
新商品開発	5年間で5品
新たな創業数	5年間で10社 (平成26年の村内に拠点を置き、村内に事業所を置いた法人数:3社)

2. 講ずべき施策に関する基本的方向

- 東通村は、原子力発電所との共生による地域振興を目指すとともに、東北1号機の再稼働と東京1号機の本格工事の開始を要請していきます。
- 東北2号機及び東京2号機の立地計画の着実な推進を要請していきます。
- 原子力関連産業の誘致を進め、雇用機会の増大を図ります。
- 農業は、新規作物や冬場の生産可能な作物について検証・実証試験を行い、生産に結び付けるとともに、有機農法を取り入れた安心・安全な栽培手法を確立し、更に、付加価値を付けた製品開発や貯蔵技術を確立して、農業所得の向上を果たし、担い手育成に結び付けます。また、生産量を拡大し、生産量に応じた新たな販路を開拓し、生産量及び収益の安定した出荷体制を整えます。
- 農家の高齢化、担い手不足を改善します。
- (一社)産業振興公社の機能を強化し、特産品である東通牛、ブルーベリー、そばなどの集中管理・販売体制を確立します。
- 水産業は「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への取り組みを強化して漁獲量を高めるとともに、新たに加工体制を整え、付加価値を高めて漁業所得の向上を果たし、新たな担い手育成に結び付けます。
- 漁獲物を高価格で販売するための仕組みが必要であり、高級割烹、高級レストランなどとの取引による販路拡大をはじめ、水産業者と行政が一体となって事業展開を図ります。
- 水産業従事者の高齢化、担い手不足を改善します。
- 新たな地域づくりの創造に、商工観光業の発展は欠くことのできない要素であり、積極的な支援策を展開していきます。そのためには、商工観光業界が主体性を持って事業の拡大に取り組むことが必要であるとともに、行政が積極的に支援し、村内で消費を果たす好循環を確立します。
- 観光業は、北海道からのインバウンド観光客や下北ジオパークの認定、北海道新幹線の開業などのビッグイベントが控えており、宿泊業、飲食サービス業等の需要増加の可能性を秘めていることから、利益を最大限に享受できる体制を構築していきます。
- 企業誘致は新たな分野の企業をターゲットとし、安定した住民の雇用の確保に繋げていきます。また、若い世代や女性が就業できる雇用の場、首都圏からのU・J・Iターン者等のこれまでの経験や専門性を活かせる企業を誘致するとともに、時代の潮流に対応した企業を厳選し、青森県等と一体となって誘致活動を行っていきます。
- 人材育成では、新たな創業者を増やして雇用の拡大を図り、地域経済を活性化するため、創業支援のための多彩なプログラムやコネクションの構築を進めていきます。

3. 具体的な施策と重要業績評価指標

分類	具体的な施策・事業	重要業績評価指標（KPI）
① 農林畜産業の振興	農林畜産業を振興し、所得を高めるとともに、仕事をつくり、担い手の確保に結び付けて、人口を増やします。 ✓ 加工体制構築（新規） ✓ 新規販売先確保（継続） ✓ 首都圏アンテナショップ設置（新規） ✓ 食品業提携（新規） ✓ 大規模保存冷蔵庫設置（新規） ✓ 新規作物栽培試験（新規） ✓ 物流体制強化（新規） ✓ 契約栽培推進（新規） ✓ 無農薬・低農薬野菜推進（新規） ✓ 6次産業化法活用（新規） ✓ 農家レストラン設置推進（新規） ✓ 農地集約推進（継続） ✓ 百姓塾運営（新規） ✓ 有害鳥獣（熊）駆除対策（継続） ✓ 野菜のブランド化推進（新規）	◆農林畜産業総生産 5年後に至近10年間の平均総生産18%増加 （平成24年農林畜産業総生産：439百万円）
② 水産業の振興	水産業を振興し、所得を高めるとともに、仕事をつくり、担い手の確保に結び付けて、人口を増やします。 ✓ あわび種苗センター機能強化（拡充） ✓ 加工体制構築（新規） ✓ 新規販売先確保（新規） ✓ 共同市場創設（新規） ✓ 物流体制強化（新規） ✓ 食品業提携（継続） ✓ 高級魚介類の販売体制再構築（新規） ✓ 首都圏水産物商談会開催（新規） ✓ 稚魚放流推進（継続） ✓ 操業ラインの是正要請（継続） ✓ 密漁対策施策（継続）	◆水産業総生産 5年後に至近5年間の平均総生産11%増加 （平成24年水産業総生産：1,233百万円）
③ 商工観光業の振興	商工観光業を振興し、所得を高めるとともに、仕事をつくり、担い手の確保に結び付けて、人口を増やします。 ✓ プレミアム付商品券発行（新規） ✓ 宿泊業創業支援（新規） ✓ 農家民宿・漁家民宿制度構築（新規） ✓ 下北ジオパーク推進（新規） ✓ グリーンツーリズム推進（新規） ✓ 遊漁船業支援制度（新規）	◆年間観光客数 5年後に年間観光客数5%増加 （平成26年観光客数：187,179人）

	✓ オートキャンプ場設置（新規） ✓ 下北（東通）スタイル構築（新規） ✓ 伝統芸能継承観光コラボレーション制度（新規） ✓ 下北観光プラットフォーム設置（新規） ✓ 郷土芸能観光拠点施設設置（新規） ✓ ホテル誘致活動（新規） ✓ お花見（賑わい）エリア設置（新規） ✓ 街路樹・特色ロード整備（拡充） ✓ インバウンド観光客受け入れ体制構築（新規）	
④ 雇用拡大の推進	新たな企業を誘致して、仕事をつくり、定住と新たな人口を増やします。 ✓ 東北 1 号機の再稼働（継続） ✓ 東京 1 号機の本格工事の開始（継続） ✓ 東北 2 号機・東京 2 号機の建設計画の推進（継続） ✓ ライフイノベーション企業誘致（新規） ✓ サテライトオフィス企業誘致（新規） ✓ テレワーク企業誘致（新規） ✓ IT クラウドデータ企業誘致（新規） ✓ 水産加工関連企業誘致（新規） ✓ 農業加工関連企業誘致（新規） ✓ アパレル企業誘致（新規） ✓ アミューズメント施設誘致（新規） ✓ 原子力関連企業・研究所誘致（継続） ✓ 企業立地ゾーン・企業団地造成（新規） ✓ 地域再生法地方拠点強化税制制度（新規） ✓ おしごとセンター設置（新規） ✓ 第二創業支援制度（新規） ✓ 地域企業応援金融パッケージ創設（新規） ✓ 企業誘致優遇制度の紹介・活用（継続）	◆企業誘致数 5 年以内に 3 社
⑤ 付加価値と産業競争力強化	生産物に付加価値をつけて、生産者の所得向上と仕事をつくり、定住とあらたな人口を増やします。 ✓ 電力関連企業調達体制再構築（拡充） ✓ 産業振興公社機能強化（新規） ✓ レストハウス運営強化（新規）	◆ふるさと納税額 5 年後に年間 3 億円 （平成 26 年度：1,791 千円）

	✓ ふるさと名物応援制度（新規） ✓ ふるさと納税強化（拡充） ✓ シンパサイザー制度（新規） ✓ 新商品開発（ジュラ紀湧水）（新規） ✓ 新商品開発（鳴き砂）（新規） ✓ 新商品開発（ブルーベリー）（新規） ✓ 新商品開発（ひがしどおりそば）（新規） ✓ 新商品開発（東通牛肉）（新規） ✓ 新商品開発（魚介類）（新規） ✓ 新商品開発（農産物）（新規） ✓ ゆるキャラ活用（新規）	◆新商品開発 5年間で5品
⑥ 人材育成、雇用・担い手対策	人材育成を進め、創業等による仕事をつくり、定住人口を増やします。 ✓ 新規就農者初期経営支援奨励支制度（新規） ✓ 産業競争力強化法創業支援（新規） ✓ キャリアアップ助成制度（新規） ✓ IT講習会開催（新規） ✓ 朝カフェ開催（新規） ✓ 新規就農者認定制度（新規） ✓ 人財バンク制度（新規） ✓ ボランティア組織体制構築（新規）	◆創業数 5年間で10社 （平成26年の村内に拠点を置き、村内に事業所を置いた法人数：3社）

基本目標 3

「結婚・子育て・老後まで安心して生活できる東通村の豊かな暮らし」の創生

東通村における合計特殊出生率は 1.7 と高く、「子どもを多く生み育てたい」と考えている住民が比較的多いと考えられますが、一方で結婚・出産適齢期の若者世代が雇用あるいは生活利便性を求めて村外に流出している状況にあります。このため、東通村で結婚し、安心して子どもを生み育てられる社会環境の醸成に取り組む必要があります。

若い世代の経済的安定を図るとともに、結婚から妊娠・出産・子育て・教育に至る切れ目のない施策を通じて定住促進に繋げ、少子化・人口減少対策を進めます。

同時に、女性が働きながら安心して妊娠・出産・子育てをし、男性も積極的に家事や育児を行うことができるよう、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現を図ります。また、教育環境を整え、子どもたちの学力を高めることで、子どもたち将来の夢に向かって大きく羽ばたくことができるよう支援するとともに、郷土愛を育み、将来に亘って東通村に定住し、地域産業を支えてくれる人材を育成します。

更に、青森県内でも下位に位置する平均寿命を引き上げるとともに、健康寿命の延伸に着目し、自分の健康は自分でつくるという意識を高め、健康づくりを総合的に支援していきます。

1. 数値目標

指 標	数 値 目 標
婚姻数	5 年後で毎年 10 組／年増加 (平成 25 年：31 組)
出生数	5 年後で毎年 10 人／年増加 (平成 25 年：51 人)
合計特殊出生率	5 年後で 1.8 (平成 22 年：1.7)
平均寿命	5 年後で男性 79.6 歳、女性 86.3 歳 (平成 22 年：男性 76.5 歳、女性 84.8 歳)
健診（検診）受診率	5 年以内に 100% (平成 24 年：37.1%)
子どもの学力	5 年後で小・中学生ともに全教科県平均以上

2. 講ずべき施策に関する基本的方向

- 出会いの場を提供し、家庭を持ちたい男女が結婚に至るまでを、総合的に支援します。
- 若年者や子育て世代の所得を向上させ、経済的に自立ができるよう、雇用の場の創出と安定雇用につながる施策に取り組めます。
- 妊娠・出産・子育てに係る身体的、精神的、経済的負担が軽減されるよう、出産、子どもに係る医療サービス、母子保健事業、保育支援、教育支援等の先進的に取り組んでいる既存事業を継続していきます。
- ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現を図るため、男性も育児や家事を行う意識の醸成と施策に取り組んでいきます。
- 「教育環境デザインひがしどおり 21」のもと、教育環境の充実を進め、子どもの学力を高めて、将来の夢に向かって大きく羽ばたいていくことができるよう支援します。また、郷土理解教育を進め、郷土愛の醸成を図り、東通村の将来を担う大切な人材として、将来に亘って定住してもらうための施策に取り組んでいきます。
- U・I・ターンによる移住促進策において、「教育環境デザインひがしどおり 21」による充実した教育環境を東通村の魅力として紹介します。
- 東通村の平均寿命は、全国平均より依然として下回っています。自分の健康は自分でつくるという意識を高め、健康維持の努力を促すとともに、個人の健康づくりを地域と共に総合的に支援する環境づくりを進めることにより、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指していきます。

3. 具体的な施策と重要業績評価指標

分類	具体的な施策・事業	重要業績評価指標（KPI）
① 結婚支援	若者の出会いの機会を提供することで結婚を支援します。 ✓ 婚活サポートセンター設置（新規） ✓ 婚活ポータルサイト設置（新規） ✓ 各種婚活イベント開催（新規） ✓ 婚活支援員制度（新規） ✓ 婚活お友達紹介制度（新規）	◆婚姻数 5年後で毎年10組／年増加 （平成25年：31組）
② 子育て支援	子育て支援を行い、若年層の定住と人口を増やします。 ✓ 既存子育て支援制度（継続） ✓ 多子世帯助成制度（拡充） ✓ イクメン支援制度（新規）	◆出生数 5年後で毎年10人／年増加 （平成25年：51人） ◆合計特殊出生率 5年後で1.8 （平成22年：1.7）
③ 教育支援	子どもの学力と郷土愛を高め、次世代を担う人材を育成します。 ✓ 教育環境デザインひがしどおり 21 推進（継続） ✓ 奨学金制度（拡充）	◆子どもの学力 5年後で小・中学生ともに全教科県平均以上

④ 健康・福祉支援	平均寿命と健康寿命を延ばし、高齢者等の自然減を抑制します。 ✓ ひがしどおり「トライ！ロハスプログラム」運営事業（新規） ✓ ラジオ体操健康集落再生事業（新規） ✓ ウォーキングの日制定（新規） ✓ 住民健康カルテ制度（新規） ✓ 公共施設・エリアの完全禁煙（拡充） ✓ 健診（検診）強化施策（継続） ✓ 食生活改善（野菜摂取量増加）施策（新規）	◆平均寿命 5 年後で男性 79.6 歳、女性 86.3 歳 （平成 22 年：男性 76.5 歳、女性 84.8 歳） ◆健診（検診）受診率 5 年以内に 100% （平成 24 年：37.1%）
------------------	--	---

V. 「地方創生に係る東通村民アンケート」集約結果

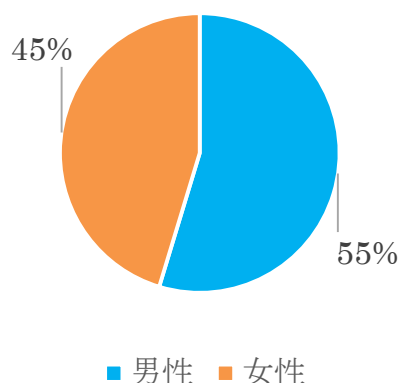
本調査は、「東通村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」および「東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたり、人口の減少に対する意識や村外からの移住、地域づくりに関する村民の考えを調査し、検討の参考にするために実施したものです。

1. アンケート調査の概要

本調査は、東通村在住の 18 歳以上 74 歳以下の村民から年齢層別は無作為抽出した 400 名を対象としました。有効回答数は 128 件（32%）です。

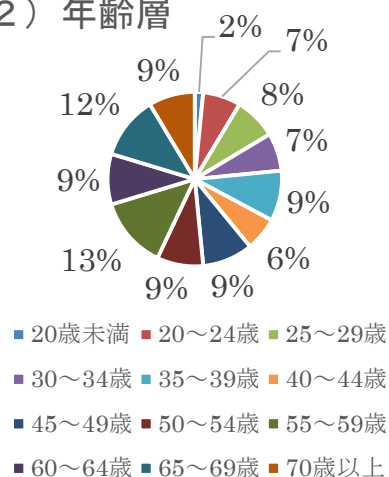
2. アンケート調査の集約結果

（１）性別



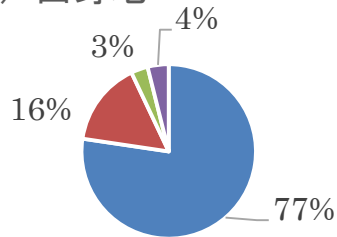
男女比については、やや男性が多いものの、それほど差はありませんでした。

（２）年齢層



各年齢層ともに概ね 9%前後ですが、年齢層が高くなるにつれ、やや回答率が高い傾向にあります。

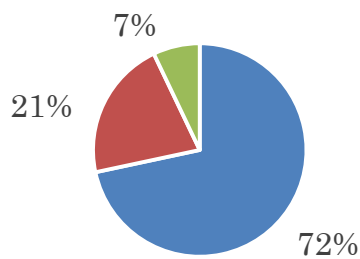
(3) 出身地



- 村内出身者
- 東通村以外の青森県内市町村
- 青森県以外の東北地方市町村
- 東北地方以外の市町村

村内出身者が約 3/4 を占めています。なお、青森県内出身者は村内出身者を含めると、約 93%となります。

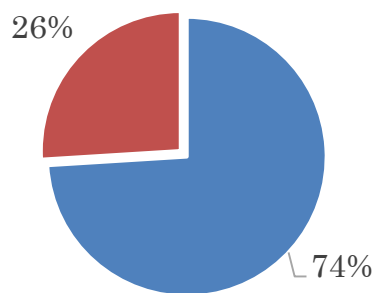
(4) 結婚歴の有無



- 既婚
- 独身（未婚）
- 独身（結婚歴あり）

既婚者が約 3/4 を占めています。結婚歴のある独身層を含めると、約 8 割が結婚を経験しています。

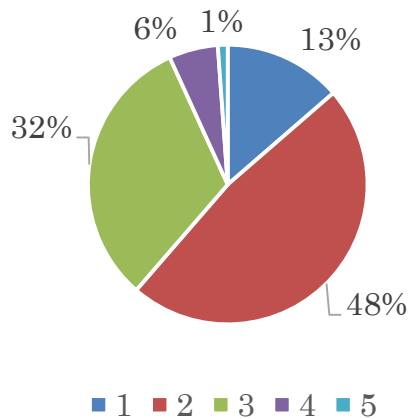
(5) 子どもの有無



- いる
- いない

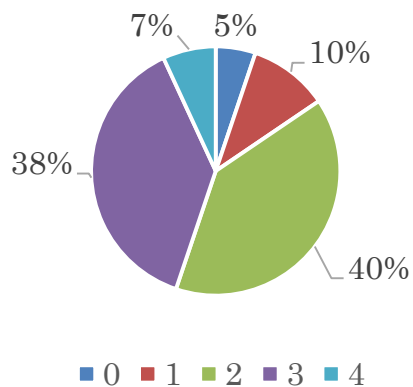
未婚の独身者で子どもがいるケースは 0 でしたので、結婚を経験した人の約 3/4、調査対象者の約 6 割の人に子どもがいることになります。

(6) 子どもの人数



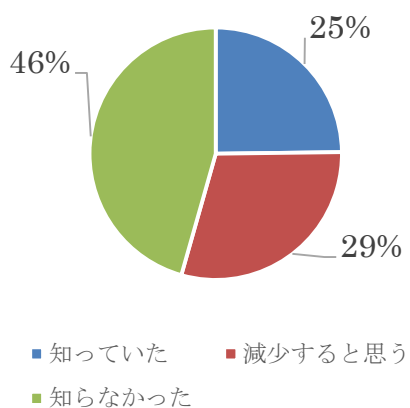
子どもの人数は「2人」が半数を占め、次いで「3人」が約1/3と、子どもがいる調査対象者の大半は複数の子どもがいることになる。

(7) 将来欲しい子どもの人数



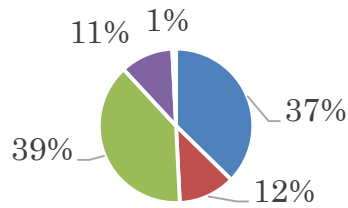
将来欲しいこどもの人数は「2人」と「3人」が約4割と、約8割を占めています。しかしながら、本回答については約半数が無回答であり、これは出産適齢期を過ぎた人またはその配偶者を持つ人に設問の趣旨が伝わらなかったことが原因と考えられます（例えば質問を「理想のお子さんの人数」とすべきでした。）。

(8) 人口減少の推計



当村の人口減少については、約1/4の調査対象者が25年後の推計結果を知らないまでも、東通村の人口は減少するという認識を示していました。

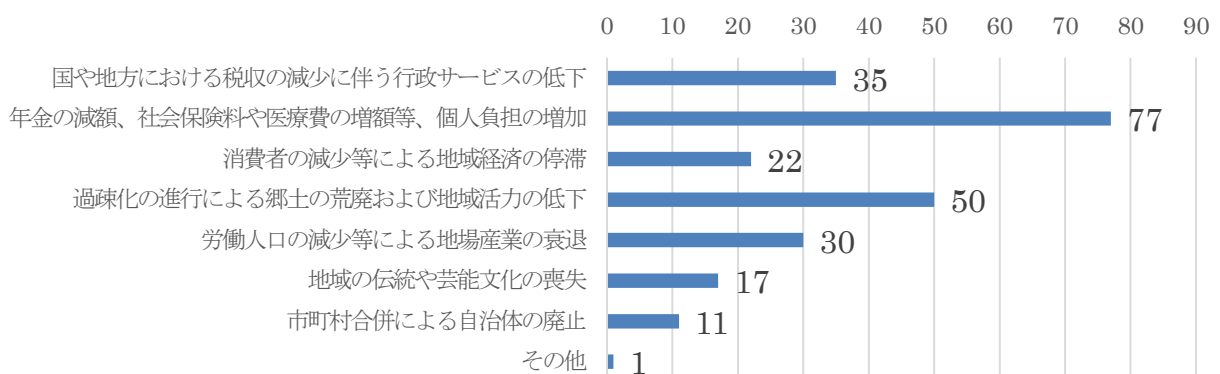
(9) 人口減少に対する考え



- 人口減少は望ましくなく、今の人口よりも増加するよう取組むべき
- 人口減少は望ましくなく、今と同じくらいの人口を維持するべき
- 人口減少はやむを得ず、なるべく減少を抑えるべき
- 人口減少はやむを得ないものである
- その他

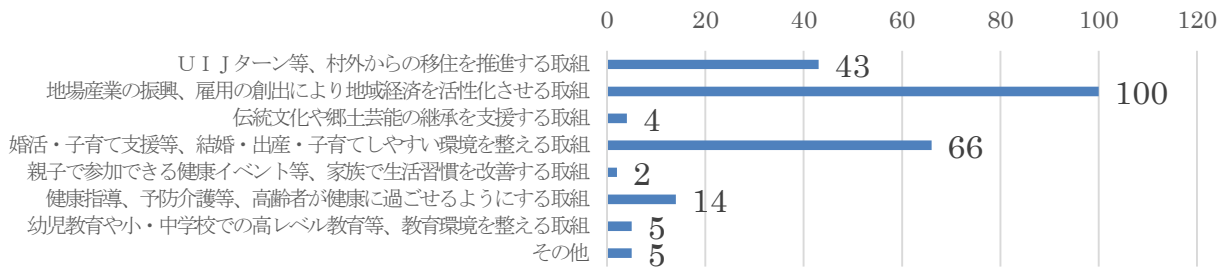
人口減少について、望ましくない「課題」と捉える者、やむを得ない「自然の流れ」と受け止める者はそれぞれ半数で拮抗しています。しかしながら、増加・維持・減少抑止と何らかの対策を講じた方がよいとの認識を持っている人は約 9 割と大半を占めています。

(10) 人口減少による影響



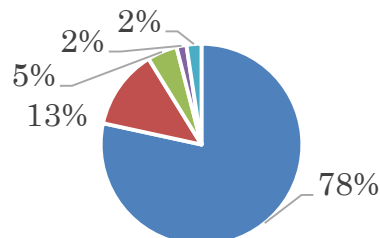
人口減少による影響について最も多かったのは、年金＝収入の減額や、社会保険料・医療費の増額＝個人負担増額への懸念でした。また、過疎化による地域活力の低下が次点となっており、個人の生活・周辺環境への関心が高い傾向にあると考えられます。

(11) 人口減少の克服に必要な取組（2つまで選択可能）



人口減少対策として必要な取組については、地場産業の振興や雇用の創出といった産業振興、地域経済の活性化が大切であるとの意見が強く、次いで婚活・子育て支援、UJIターンなど移住推進という結果でした。また、雇用対策による人口流出の抑止、子育て支援による自然増加の促進が目立つ一方、教育・福祉等の行政サービスや伝統文化が人口減少対策に結付くという考えはあまり見られませんでした。

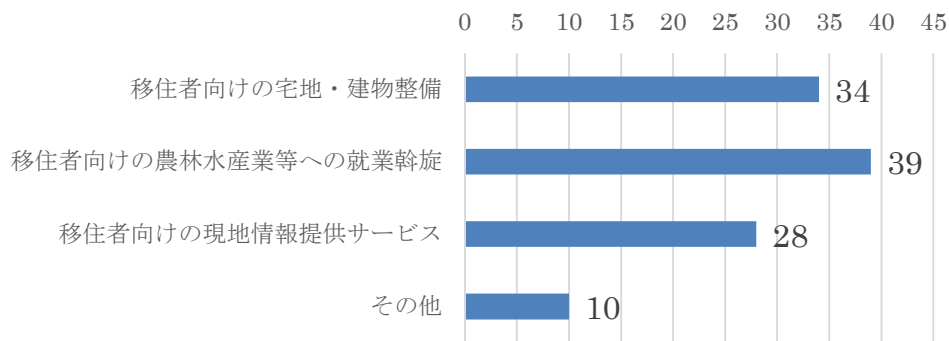
(12) 村外からの移住の推進



- 人口を増加または維持するためにも、移住は推進していくべき
- 移住の推進は必要だが、移住者の宅地（集落）は数カ所に限るべき
- 移住の受入はやむを得ないが、なるべく移住者を抑えるべき
- 移住は極力受入れない方がよい
- その他

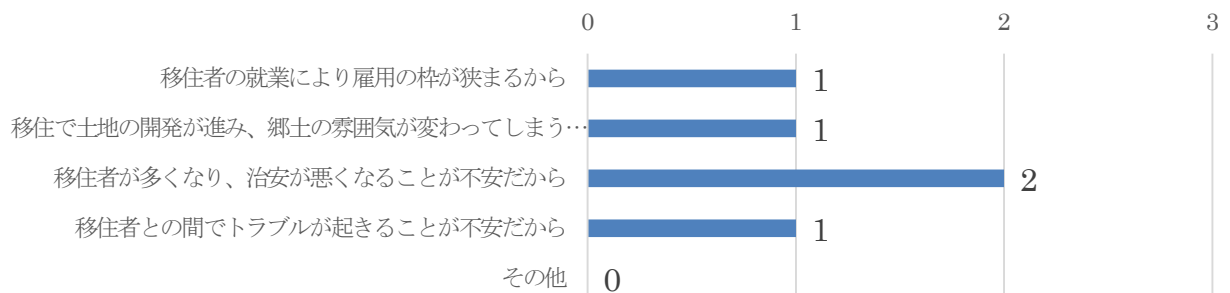
UJIターン等、村外からの移住推進については、非常に前向きな回答が多く見受けられた。約8割が推進すべきと考えており、条件付き推進と合わせると約9割は移住が必要と認識していると言える。推測ではあるが、人口減少に対する危機感が高い、あるいは村外の人々が村内に入ってくることに對してあまり抵抗がないことが考えられる。

（１３）移住の推進に向けた取組



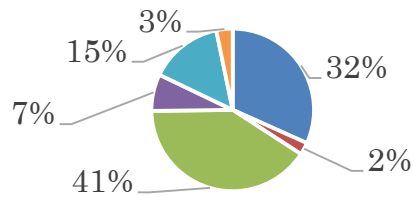
移住の推進に向けた取組については、ほぼ横ばいだったものの、就業斡旋＝雇用対策を推す意見が多かったです。なお、男性は就業斡旋が多かったのに対し、女性は宅地・建物整備との意見が多く、男性は雇用、女性は住環境を重視する割合がやや高いと言えます。

（１４）移住を受入れるべきでない理由



移住に慎重な意見は少数であり、理由もそれぞれ異なるものでした。

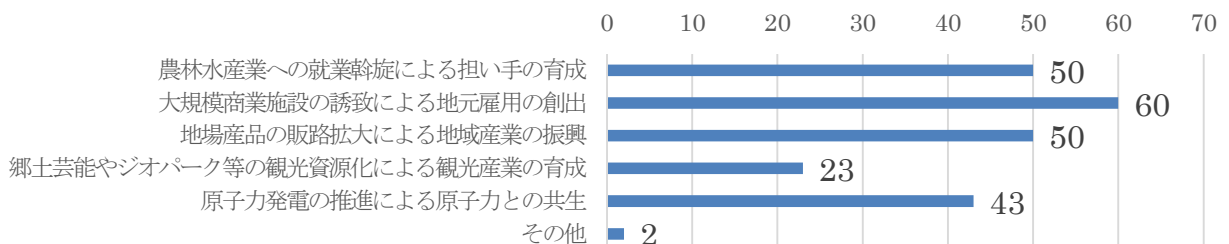
(15) 外国人の移住の受入



- 人口を増加または維持するためにも、移住は推進していくべき
- 移住の推進は必要だが、移住者の宅地（集落）は数カ所に限るべき
- 仕事等での移住は受入れるが、敢えて推進する必要はない
- 移住の受入はやむを得ないが、なるべく移住者を抑えるべき
- 外国人の移住は極力受入れない方がよい
- その他

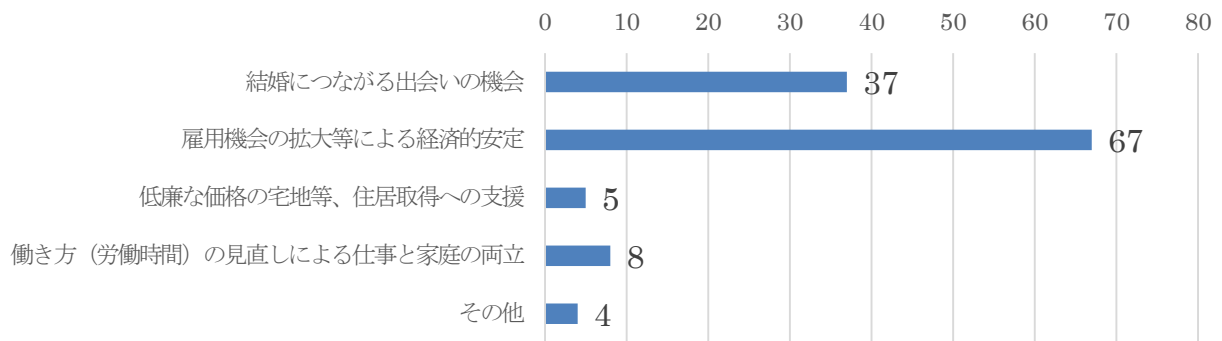
外国人の移住については、約 2/3 が推進までは必要ないとの認識でした。その一方で仕事による移住など、理由があって外国人が移住することについては約 8 割が許容の認識を示しています。外国人自体を受け入れたくないというよりは、大勢の外国人が流入することに対して不安を感じる人が多いのではないかと推察されます。

(16) 地域経済の活性化に必要な取組（2 つまで選択可）



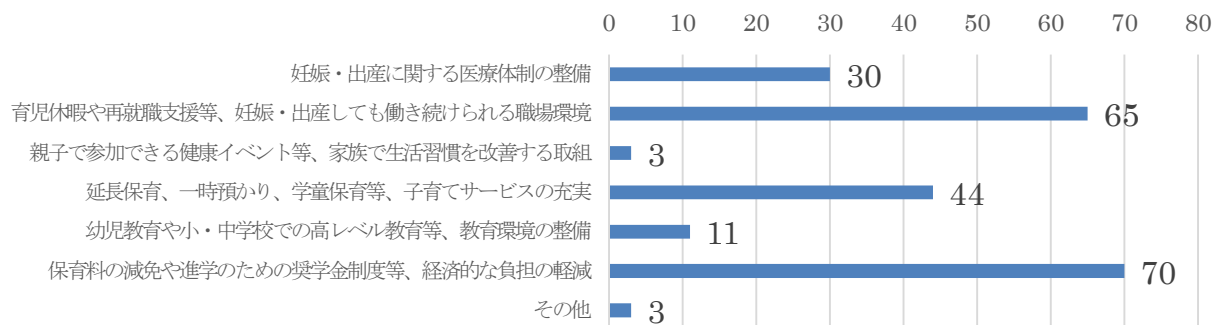
地域経済の活性化に必要な取組については、観光産業以外の 4 分野、第一次産業の後継者育成、誘致による雇用創出、地場産品の販路拡大、原子力発電との共生を必要とする意見が多くを占めました。なお、観光産業については現時点で受入態勢が整っていない点（宿泊施設が主に工事業者向け、観光スポットが全て無料＝観光の商業化が進んでいない、郷土芸能＝地域の行事で観光資源と認識されていない）などから、観光による活性化という認識がやや弱いものと推察されます。

（１７）結婚の促進に必要な取組



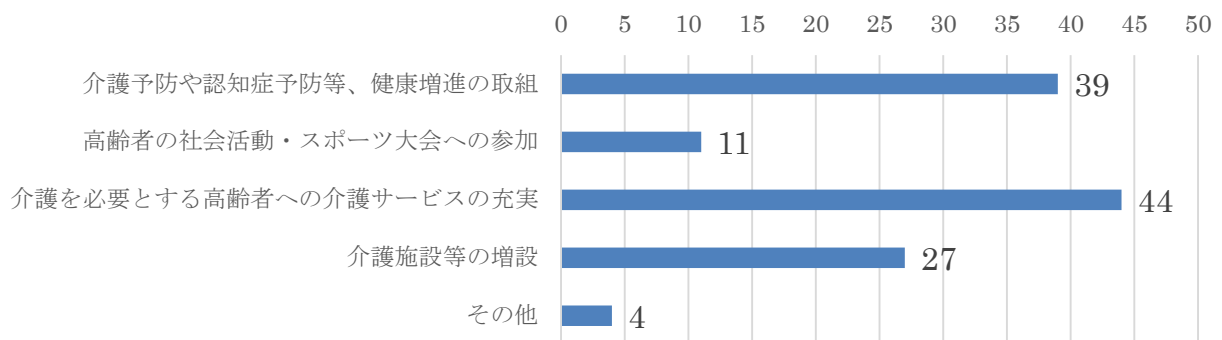
結婚を促進するためには雇用＝経済的安定が必要との認識が最も多かったです。「出会いも大切だが、まずは生活を安定させなければ結婚できない」との考えが大半である一方、住宅取得の支援や労働時間の多寡はあまり問題にならないと感じている模様です。

（１８）子どもの育成に必要な取組（２つまで選択可）



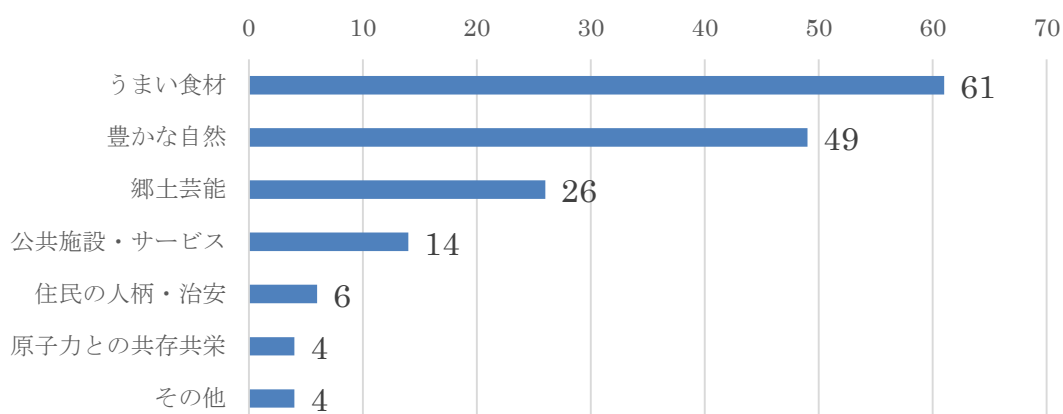
子育て支援に関しては、保育料の減免や奨学金制度等の経済的負担の軽減と、育児休暇や再就職支援等の雇用面における支援策の充実が望まれているという結果になりました。いずれも経済的な理由によるものであり、特に女性は男性よりも雇用面の施策を重要視している傾向にあります。また、男女ともに延長保育や一時預かりといった支援を望む意見も多く見られました。

（１９）高齢者に必要な取組



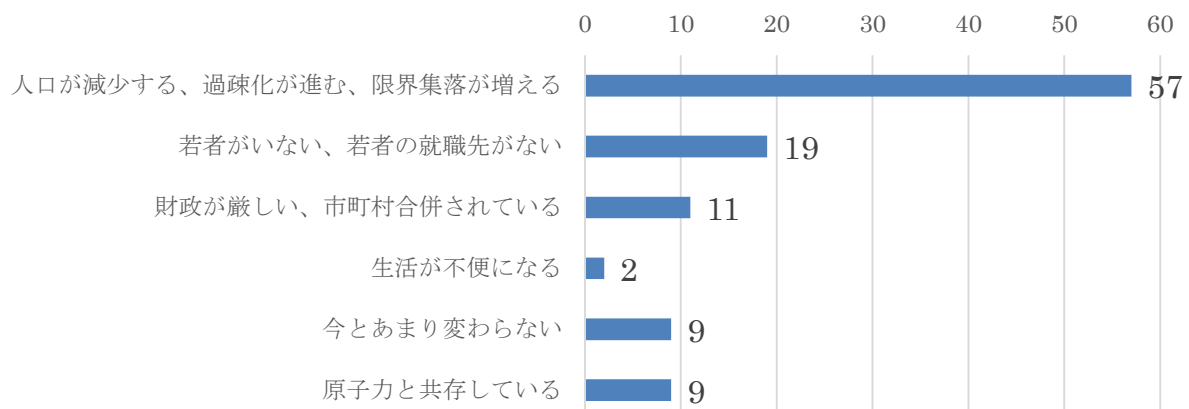
高齢者に必要な取組としては、健康指導や介護サービスの充実が必要との意見が多くみられました。介護を予防するとともに、介護が必要となった場合の対策のいずれも必要と考えられているようです。

（２０）東通村の魅力・自慢（２つまで自由記載）



自由記載のため、カテゴリ別に集約しました。最も多かったのは「うまい食材」、野牛の地蒔きホタテをはじめとする豊富な海産物や、東通牛など具体的な地場産品を挙げる人も多数見受けられました。次いで「豊かな自然」を推す声があり、前述の新鮮な食材が広大な海と山の恩恵によるものと捉えることができます。３番目に多かったのは郷土芸能であり、約 600 年の伝承を誇る国の重要無形民俗文化財「能舞」や「神楽」「獅子舞」など、地域で育まれ、受継がれてきた伝統行事が村の魅力として認識されています。

（２１）今から２５年後の東通村（自由記載）



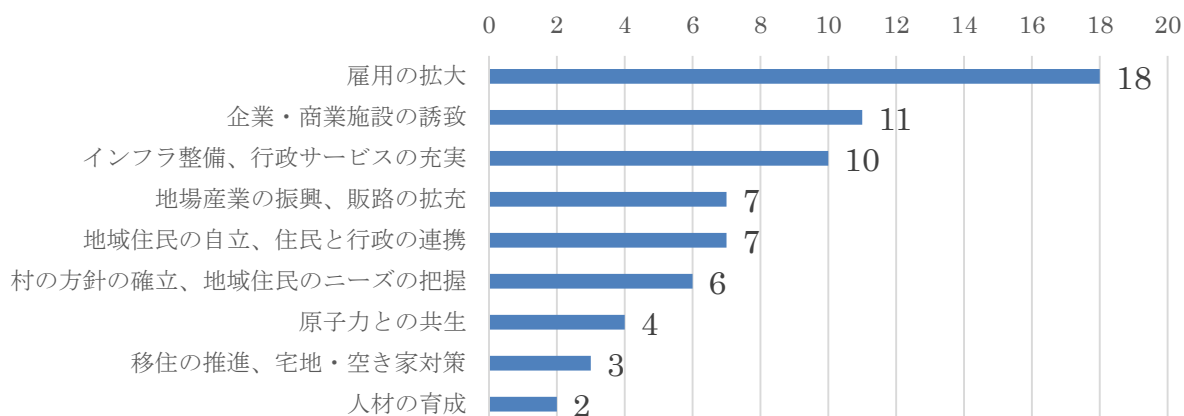
人口の減少、過疎化、限界集落の増加という意見が大半を占めていました。また、就職先がないことを理由に若者が少なくなることを懸念する声も多く、これらの意識が、先の項目における移住の推進や雇用対策の必要性に表れているものと考えられます。

以下、自由記載から主なものを抜粋しています。

- 今時点で、良い方向には全く考えられません。高校を出た子供達が戻ってきても受け入れる所もないし、老人は増える一方。しかも、元気で長生きなので、結局、老々介護です。不安しかありません。
- 原発が働かないなら、むつ市へ吸収され、小・中学校等もなくなっているのではないかと。仕事もなく、買い物、病院等への足も不便なこの村に住み続ける人は少ないと思う。自分の子どもたちに、ココに戻っておいでとは、今の状況では言えない。
- 若者もいなくなり、高齢者が生活苦や困り事など村に苦情を言っている姿が浮かび、地域の近隣同士のつながりもなくなっていそう。村としても破綻しているのではないかと。
- 子供達も成人し、東通村を離れ、超過疎化になっている気がする。自分も定年後、まだ働ける年齢ではあるが、働く場所もない。なんだか明るい将来が見えてこない。
- 何もせずにいたら、将来は消滅に近い状態になっていると思う。しかし、これからの担い手である子供達が充実した教育を受け、この地に戻ってきたなら、豊かな可能性が期待される。豊かな情操と知性を育み、創造性に富む人材育成を目指す。一次産業においても、二次産業においても新しい視点で発展しているものと思います。そのために、村民全てが強い覚悟が必要だと考えます。
- 農林水産業の担い手不足と雇用の場（若者の定住）がなければおのずと人口は減少し、過疎地となる。将来は市町村合併が進まざるを得ないと思われる。

- 子供が減り、老人ばかりの村。郷土芸能等、集落それぞれの祭等に参加する子供も少なくなり、いづれなくなっていくそう。
- 現在の状態で 25 年経過すれば、確実に村民の数は減少していると思われる。人口減により、幾つかの集落がなくなっている可能性は否定できない。それでも、幾つかの集落では地元を愛する人々が居住している。悲観的ではあるが、客観的に見てこのようになる可能性は大である。
- 働き口もなく、高齢者ばかり増加し、若い世代は外へ出ていくしかないのではないのでしょうか。働く所がなく、経済的安定も望めない中での人口増加は厳しいと思います。
- あまり良いイメージは描けません。雇用の場を確保できない若者は心ならずも村の外に就職先を見つけなくては生きられないのが現状です。若者のいなくなった地域は限界集落となり、いづれ誰も住む人がいなくなってしまう。村で暮らすには経済的に十分でなくとも安定した雇用を確保できる事が最大の条件となります。その為の環境整備に最大限努力すべきと考えます。

(22) 東通村のこれからの地域づくりに必要なこと（自由記載）



最も多かったのは雇用の拡大であり、これまでの調査結果に沿った意見が見られました。また、雇用関連として企業誘致や地場産業の振興も挙げられています。なお、商業施設の誘致にはスーパーやコンビニを村内に出店させることにより生活の利便性向上を図るべきとの考えも含まれています。行政サービスの充実については様々な意見があり、子育て支援や防災、廃校舎利用など多岐に亘っています。更に、行政と住民の連携や住民ニーズの把握を進めるべきとの意見もありました。

一方、移住の推進については、調査結果で推進が圧倒的に多かったにも関わらず、具体的な対策には触れていませんでした。理由としては、「移住の促進には雇用が最も必要だから」「移住には住宅地の整備が必要だが、住宅地を整備すれば移住が進むわけではないから」「移住を促進させるにも、具体的に何を進めるべきかわからない」が挙げられます。

以下、自由記載から主なものを抜粋しています。

- 仕事を増やす事が第一だと思います。若い人が、ここで一生暮らしてもいいと思える収入と安定。イベント等は他の地域でも出かければいいと思います。日常を充実させる事が必要だと思います。
- 地場産業に力をもっと入れてPRし、原子力との共生にがんばってほしいです。地元雇用の創出。むつ市に買い物に行かなくてもいいように東通に大型スーパーを誘致してほしい。
- たくさんの廃校があり、古くていかにも懐かしい木造もあれば、まだまだ十分使える立派な校舎もある。これらを少し見直して、活用できたらと思う。図書館がないので、それぞれの学校にあるだろう本をどこかに集められないだろうか？一カ所といわず、数カ所でも。そこは若いママさんや老人の憩いの場も兼ねられたらいいと思うけどなあ。
- 東通村の地域づくりはこれまで部落単位での地域づくりでした。今後は数集落で一つのエリアを形成し、そこに様々な公共施設（例：避難場所、図書館、公園、週2回の移動マーケット等）を配置し、エリア内の住民が助け合い、情報を共有することで利便性を図る方向が良いかと考えます。
- 一次製品の加工施設を充実し、働く場所を設け、所得の向上を図る。所得の向上がなければ、上級への進学も低下し、産業の発展もなく、人口減少は止まらないと思う。
- 均等な行政サービスが理想ですが、日本全体で人口減少が進もうとしている中、依存ではなく自立していくことが必要ではないでしょうか？（認識しているかもしれませんが）小さなコミュニティの中で経済活動が成立する仕組みが必要。「お互いが必要としあう」ことがこれからのキーワードだと思います。自らの持つ強み・取り得・コンセプトを明確に示す（求める）べきかと。外来種は使い方です。
- 仕事の場所がほしい。子どもが熱を出しても見てくれる場所がほしい。海の物、山の物を採るだけではなく、育てる・加工する・販売することを考えてほしい。
- スーパーやコンビニがあれば、とても便利。各部落に子供達が遊べる、公園や広場を設置してほしい。
- 村民の自立を目指す。補助や助成を当たり前と思わず、感謝と恩を忘れない人になるよう、本当に困っている人へ援助し、頑張っている人への応援とする。Iターンを推進し、雇用型から独立型を目指す。できるだけ規制緩和し、やりたいこと、できることをこの地で続けられるよう、物心両面で応援してやる。新しいことを応援し、受入れる土地であることを各地に情報発信する。次代を担う子供達に十分な教育の機会を与えることが大事ではないか。島根県海士町の事例に学ぶことも一案ではないでしょうか。
- 子供の学校面は十分できていると思うが、とにかく村には仕事する場がない。役場とかで働く以外は何もなくてそれも限られた人数だけで、今はまだいいけど将来は若い人が本当に仕事できる場を作らなければ東通村は存在自体がなくなる怖さがあります。

- 行政への依存をできる限り抑制し、集落単位での自治を促していく必要がある。また、集落の人々が連携していけるような土壌づくりも必要だと思う。
- 絶対スーパーが欲しい。せめて 24 時間のコンビニ。夜中に子供が熱出してポカリとか熱冷ましがないと、いつもむつ市まで行っています。大変です。検討お願いします。あと老人ホームばかりで子供預ける施設が全くないので、数時間だけでも預けられるサポートセンターがあれば便利かなと。色々な問題がある中、大変だと思いますが、応援しているので頑張ってください。そば街道はほんとに素敵です。

VI. 参考資料

東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略本部設置要綱

規 程 第 8 号

平成27年4月1日

(設置)

第1条 人口問題を基軸とした施策の全庁的な推進を図るため、東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略本部（以下「創生本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 創生本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) その他まち・ひと・しごと創生の必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、創生本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 創生本部の会議は、本部長が必要と認めたときに招集し、議長は本部長とする。

- 2 本部長は必要に応じて、専門知識を有する者、その他関係する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 前項の者が会議に出席したときは、別表第2に定める謝金を支給する。但し、費用弁償については、東通村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年3月15日公布）により支給する。

(下部組織)

第5条 本部長は、本部の事務を補助するため、本部の下に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、別表第3に掲げる職にある者から幹事長が指名して充てる。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 幹事会は、幹事長が必要と認めたときに招集する。
- 5 幹事長は必要に応じて、専門知識を有する者、その他関係する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 前項の者が会議に出席したときは、前条第3項の規定を準用する。

(事務局)

第6条 創生本部の事務及び庶務を処理するため、経営企画課に事務局を置く。

(本部長への委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、創生本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本部長	村長
副本部長	副村長
本部員	教育委員会教育長
本部員	総務課長
本部員	経営企画課長
本部員	原子力対策課長
本部員	税務住民課長
本部員	いきいき健康推進課長
本部員	まちづくり整備課長
本部員	つくり育てる農林水産課長
本部員	教育委員会事務局教育次長
本部員	水資源サービス課長
本部員	一般社団法人東通村産業振興公社専務理事
本部員	消防署長

別表第2（第4条・第5条関係）

区分	謝金額
専門知識を有する者	17,000円
その他関係する者	6,000円

別表第3（第5条関係）

幹事長	経営企画課長
副幹事長	経営企画課 地域戦略GL
幹事	総務課 安心生活GL
幹事	経営企画課 経営管理GL、商工観光GL
幹事	原子力対策課 原子力安全GL
幹事	いきいき健康推進課 福祉ぬくもりGL
幹事	まちづくり整備課 建設GL、土木GL
幹事	つくり育てる農林水産課 農林振興GL、水産振興GL
幹事	教育委員会事務局 教育総務GL

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるものを除き、東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略本部設置要綱（平成27年規程第8号）第3条に規定される東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略本部（以下「創生本部」）という。）の本部長の権限に属する事務の決裁に関して必要な事項を定めるものとする。

(本部長の決裁事項)

第2条 本部長は、おおむね次の事務を決裁する。ただし、次条に規定するものを除く。

- (1) 創生本部の総合企画調整及び運営に関する一般方針の確立に関すること。
- (2) 創生本部の組織に関すること。
- (3) 権限の委任に関すること。
- (4) 創生本部会議の招集及び同会議に提出する議案等に関すること。
- (5) 創生本部会議の承認若しくは同意又は同会議への報告を要する事項に関すること。
- (6) 創生本部における要綱等の制定及び改廃に関すること。
- (7) 県外旅行命令及び復命の受理に関すること。

(副本部長、本部員の専決事項)

第3条 副本部長及び本部員の専決事項は、別表に掲げる決裁区分に属する事項とする。

- 2 副本部長、本部員は、前項に定める専決事項以外のものであっても、その事務の内容が専決事項に準ずるものは、専決することができる。

(幹事長の専決事項)

第4条 副本部長、本部員が専決できる事項のうち会計に関連する事務については、本部長が指定する事項を除き、幹事長が専決する。

(代決)

第5条 本部長不在のときは、副本部長がその事務を代決する。

- 2 副本部長が不在のときは、幹事長がその事務を代決する。
- 3 幹事長が不在のときは、副幹事長がその事務を代決する。

(代決の制限)

第6条 前条の規定による代決は、あらかじめその処理につき指示を受けたもの、又は緊急を要するもののほかは、行うことができない。

(代決後の手続)

第7条 代決した事項については、軽易な事項を除き、すみやかに決裁権者の後閲を受けなければならない。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

1. 庶務関係

専決事項	専決区分	副本部長	幹事長
会議			幹事会
公印			総括管理
文書の収受・発送			一般文書、本部内文書
文書による報告・照会			定例的なもの、軽易なもの
その他の文書			1 原簿、台帳等の作成記載の確認 2 所管事務についての関係者への通知 3 定期、軽易な刊行物の刊行

2. 人事関係

事務分掌	副本部長	本部員
（出張命令）		
日帰りのもの	本部員	幹事以下
宿泊（県内）	本部員	幹事以下
宿泊（管内）	本部員	幹事以下
復命	本部員	幹事以下

3. 財務関係

専決事項	専決区分	副本部長	幹事長
予算	入札の執行及び落札決定		
	契約の締結、変更、解除		
	検査報告		
収入	東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略事業補助金		
	諸収入	100 万円未満	10 万円未満
支出	賃金		
	報償費		
	旅費	事務決裁要綱範囲、費用弁償は副本部長専決	
	交際費		
	需要費	100 万円未満	10 万円未満
	光熱水費		○
	食糧費	決裁は需用費と同額だが、実施伺いをする（会議等の懇談会費を含む）	
	役務費	100 万円未満	10 万円未満
	電話料		○
支出	委託料		
	使用料及び貸借料	100 万円未満	10 万円未満
	工事請負費		
	原材料費	100 万円未満	10 万円未満
	備品購入費		
負担金補助及び交付金			
共通事務、業務用物品の使用請求			全ての共通事務、業務用物品

備考：支出を分割する場合の決裁区分は、当該支出の合計額によるものとする。

参考：支出費目の種類

節 区 分	種 類
賃金	賃金
報償費	報償金、賞賜金、買上金
旅費	費用弁償、普通旅費、特別旅費
交際費	交際費
需要費	消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、 賄材料費、飼料費、医薬材料費
役務費	通信運搬費、保管料、広告料、手数料、筆耕翻訳料、 火災保険料、自動車損害保険料
委託料	委託料
使用料及び賃借料	使用料及び賃借料
工事請負費	工事請負費
原材料費	原材料費
備品購入費	機械器具費、動物購入費
負担金補助及び交付金	負担金、補助金、交付金

VII. 名簿

東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略本部有識者会議

有 識 者 名 簿

区 分	所 属 ・ 役 職	氏 名
産 業	東北電力株式会社 火力原子力本部 電源立地部 部長	武 田 敏
産 業	東京電力株式会社 原子力・立地本部 立地部長	坂 本 隆
産 業	武輪水産株式会社 代表取締役社長	武 輪 俊 彦
産 業	株式会社ブループラネット 代表取締役	小 倉 政 雄
産 業	J R東日本ホテルズ 日本ホテル株式会社 常務取締役	遠 藤 喜 信
産 業	ケイ・シグナル 代表	加 藤 哲 也
学 術	北海道大学大学院 水産科学研究院 教授	高 津 哲 也
学 術	弘前大学 農学生命科学部 准教授	前 田 智 雄
金 融	青森銀行株式会社 むつ支店 支店長	工 藤 貴 博
言 論	株式会社東奥日報社 論説委員室 論説委員	清 藤 敬
労働・官公庁	厚生労働省 青森労働局 むつ公共職業安定所 所長	佐 藤 友 治
政 策	NPO法人ローカル・グランドデザイン 理事	坂 本 誠
地 元	東通村商工会 副会長	大 槻 淳
地 元	猿ヶ森漁業協同組合 代表理事組合長	竹 林 雅 史
地 元	東通米生産販売振興会 会長 認定農業者	山 崎 孝 悦

順不同

東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略本部 名簿

役 職		氏 名
本 部 長	村長	越 善 靖 夫
副本部長	副村長	林 春 美
本 部 員	教育委員会教育長	奥 島 涼 子
	総務課長	田 中 政 明
	経営企画課長	菊 池 敢 世
	原子力対策課長	竹 林 修
	税務住民課長	坂 本 茂 樹
	いきいき健康推進課長	畑 中 能 文
	まちづくり整備課長	菊 池 英 雄
	つくり育てる農林水産課長	吉 田 幸 善
	教育委員会事務局教育次長	相 内 洋 一
	水資源サービス課長	坂 本 義 克
	(一社)東通村産業振興公社専務理事	真 手 敬 一
	消防署長	相 馬 司

東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略本部幹事会 名簿

役 職		氏 名
幹 事 長	経営企画課長	菊 池 敢 世
副幹事長	経営企画課地域戦略G L	田 村 一 馬
幹 事	総務課安心生活G L	角 本 晃
	経営企画課経営管理G L	三 國 正 人
	経営企画課商工観光G L	宮 本 憲 明
	原子力対策課原子力安全G L	川 上 博 之
	いきいき健康推進課福祉ぬくもりG L	(事務取扱)真賀勝彦
	まちづくり整備課建設G L	大 竹 実
	まちづくり整備課土木G L	竹 林 武 彦
	つくり育てる農林水産課農林振興G L	真 手 義 照
	つくり育てる農林水産課水産振興G L	(事務取扱)大館富雄
	教育委員会事務局教育総務G L	畑 中 稔 朗

東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略本部事務局 名簿

役 職		氏 名
事 務 局	経営企画課長	菊 池 敢 世
	経営企画課地域戦略G L	田 村 一 馬
	経営企画課地域戦略G	田 中 悟
	経営企画課地域戦略G	四ッ谷 隆 徳

東通村まち・ひと・しごと創生 総 合 戦 略

平成 2 7 年 1 0 月

青森県東通村経営企画課

〒039-4292 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内 5 番地 3 4

電話 : 0175-27-2111 FAX : 0175-27-2130

E-mail : kikaku@vill.higashidoori.lg.jp

ホームページ : <http://www.vill.higashidoori.lg.jp/>